

ペット受け入れ 避難所管理の手引き



イラスト 環境省
「ペットも守ろう！防災対策 備えよう！いつもいっしょにいたいから2」より

岐阜県可児市

はじめに

東日本大震災では、避難所におけるペットの取り扱いのルールがなく、鳴き声、臭い、アレルギーなど、様々な問題、トラブルが発生しました。

環境省では大震災でのトラブルを踏まえ、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を示し、「ペット防災対策」を全国の自治体に呼びかけています。

これを受け、市では平成28年度に「可児市災害時ペット救護マニュアル」を策定しました。

このマニュアルを基に、各避難所での平常時、発災時の対応をまとめた「避難所管理の手引き」を作成しました。

発災時の避難所は、避難者自身が主体となって運営されます。

ペット同行避難に関しても、他の防災対策同様、事前の備えが必要となります。

手引きをきっかけに、地域の皆様でペット防災について考えていただければ幸いです。

平成29年度にペット同行避難訓練を実施された市内の自治会で、アンケートの協力をいただき、参加者171名から回答をいただきました。

集計結果を本書に掲載しますので、ペット同行避難について考え、備えていく上で参考にいただければと思います。

なぜペット同行避難が必要なのか

東日本や熊本の地震の時には、避難所へのペットの受け入れが認められず、ペットと一緒に避難することができない方がいました。そのため、ペットと一緒に車中泊をした飼い主が、体調を崩したり、エコノミークラス症候群で亡くなるといったことも発生しました。

また、自宅に残されたペットが逃げ出し野生化し、その野生化したペットが住宅街に被害を与えました。

これらのことから、ペットを守ることは、地域や飼い主を守ることに繋がると言え、市では災害時のペット同行避難を進めています。

アンケート結果

3割の方がペットを飼っており、その多くは犬を飼育しています。

また、犬の飼い主の内、7割以上の方が災害時のペット同行避難を希望しています。

猫の飼い主についても、半数の方がペット同行避難を希望しています。

災害時の避難を円滑に行うためには、ペットの受け入れ方を事前に検討しておく必要があります。

ペットを受け入れるとはどういうことか

限られた敷地内での共同生活となるため、当然、一般の避難者もペット（動物）と一緒に生活することになります。

一般の避難者の中には、動物が苦手な人、アレルギーを持つ人などがおり、必ずしもペットの受け入れに対し賛成であるとは限りません。

一方、飼い主のペットに対する考えは「ただのペット」から「家族」へと変わってきており、人と同様の対応を求める声は大きくなっています。

人命を優先しながらペットを守るためには、一般の避難者とペットの飼い主、双方の考えや立場を考慮し、避難者同士がお互いを理解する必要があります。

飼育ルールを作る

不要なトラブルを避け、ペットに対する理解を得るためには、適切なルール決めや、衛生管理が必要となります。

避難所における飼育の基本的なルールとして、下記の内容が挙げられます。

【共同生活】

- ・飼い主は、ペットを飼っていない人に動物への理解をしてもらえるよう努力しましょう。
- ・ペットスペースのみで飼育しましょう。
- ・ケージを使用して飼育しましょう。
- ・飼い主を明示しましょう。
- ・ペットを避難者スペースに持ち込んではいけません。
- ・ペットを運動させる時は、必ずリードを付けましょう。
- ・ペットによる苦情・危害防止に努めましょう。

【避難所内の衛生】

- ・ペットスペースの清掃は飼い主が責任を持って行いましょう。
- ・ペットの排泄は決められた場所でさせ、後始末をきちんと行いましょう。
- ・食べ残しのエサは直ぐに片付けましょう。

【動物の健康管理】

- ・狂犬病予防注射やその他のワクチンを接種していない動物は、速やかに接種しましょう。
- ・親類や知人など、一時的に預けられる協力体制を築いておきましょう。
- ・ペットのストレスを軽くする工夫をしましょう。
- ・必要な生活用品は飼い主が準備しましょう
 - ）ペットフード、水（最低5日分）
 - ）リード、ケージ、首輪、食器（食事、飲み水用等）
 - ）タオル、ペットシート、ビニール袋、新聞紙、古着
 - ）救急用品（包帯、消毒液、常備薬等）



避難所管理者の事前準備

ペットスペースを設置する場所と、飼育ルールを決めておきましょう。

また、ペットを飼っていない人を含めた避難者の理解を得る必要があります。

ペット同行避難訓練を行い、避難所、ペットとその飼い主、ペットを飼っていない人、それぞれの動きを確認しておきましょう。

訓練の実施は、「避難所にペットも避難して来る」という事を広く知ってもらうきっかけにもなります。

【ペットスペースの選定】

原則は、屋外でケージを使った飼育としましょう。

雨が当たらない場所、夏であれば涼しい場所などが望ましいです。

ペット同行避難の希望者が何人いるかを事前に把握しておくことで、スペースの広さの参考とすることができます。

アンケート結果

犬の飼い主の内、6割以上の方が屋外飼育に賛成しています。

反対意見には、ペットと離れたくないという心情的なものや、季節や天候によるという意見があります。

ペットスペースを日陰や屋根の下に設けるなど位置的な配慮や、毛布を持参するなど飼い主の準備があれば屋外飼育は行いやすくなります。

飼い主の理解を得られるような準備や周知が必要となります。

【飼育ルールの決定】

前ページの基本ルールを参考に、地域に合った飼育ルールを作成してください。

ケージを使用する場合、ケージとケージの間に仕切りを設置したり、ケージに布を被せるなど、他の動物が視界に入らないようにすることで、ペットのストレスを軽減できます。

係留を行う場合、ペット同士がケンカしないよう距離を離したり、人への咬みつぎ防止のため、不用意に近付かないよう呼びかかる必要があります。

アンケート結果

ペット同行避難を希望する飼い主の内、9割以上の方がケージを所有、もしくは購入予定としています。

そのため、飼い主にケージを持参してもらえれば、ケージを使用した管理を行うことができます。

ただし、活動的な犬種の場合、ケージ内で落ち着きをなくすこともあります。

【ペットを飼っていない人への配慮】

動物が居ることに抵抗を感じる人、臭いや鳴き声が気になる人、アレルギーを持つ人がいます。

そのような人に配慮した飼育ルールの作成が求められます。

また、ペットを飼っている人と、飼っていない人の動線が交わらないようにするのも、トラブルの軽減につながります。

決定した飼育ルールを事前に周知しておくことで、避難者の理解を得やすくなります。

アンケート結果

ペットを飼っていない方でも7割の方がペット同行避難に賛成しています。

ただし、適正なペットスペースを設けることや、動物の種類によるという条件付きの賛成もあります。

反対理由は、臭い、鳴き声、アレルギー、危険、動物が苦手、があります。

これらを考慮して、ペットスペースの位置や、飼育ルールを決めることで、トラブルを緩和することができます。

災害時、ペットの受け入れ手順

ペットスペースの設置

ペットを受け入れるための資材等を用意して、避難者に備えます。

受付

飼い主（氏名、住所、連絡先）とペットの情報（名前、性別、種類、特徴等）を登録します。

トラブルが発生した時に、迅速に飼い主を探し出すための準備となります。

案内

ペットスペースに案内し、ケージの設置場所、係留場所を指示してください。

飼育ルールの説明

周囲に配慮した飼育（衛生、トイレ、鳴き声、飼い主明示 等）をするよう話をしてください。

その他

・市役所への連絡

逃げ出したペットの相談や、迷い込んできたペットの保護情報、物資の不足など、困ったこと、相談等がある場合には、市役所に連絡をしてください。

情報を共有することで、様々な支援、補助が可能となります。

・掲示板の活用

支援情報を避難所掲示板に掲示し、周知してください。

用語解説

・ペット同行避難

災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを連れ、避難所まで安全に避難すること。

・ケージ

動物を収容する檻。ペットの種類や大きさ等に応じて様々なタイプが市販されています。

・係留

動物を建物、構造物等に繋ぎ留めること。ペットの移動範囲（半径1.5m程）が確保できますが、その分スペースを多く取ります。

・ペットスペース

避難所におけるペットの飼育場所。原則は屋外でケージを使用します。

・飼い主明示

ケージや、係留した柱などに飼い主氏名を貼り付けること。

・飼い主への広報活動


市では平成29年4月からペット同行避難の基本マナーや事前準備をまとめたチラシを配布しています。

必要であれば市環境課までご連絡ください。

災害時にペットと安心して暮らすために

可児市では、ペットの飼い主の平常時の備えや、災害時の避難所でのルールを定めた災害時ペット救護マニュアルを策定しました。市ホームページで確認いただけますので、災害に備えて準備しておきましょう。

問合せ先 可児市環境課



マニュアルのポイント

避難所での受け入れ

地域防災計画に基づく全ての指定避難所で、犬、猫など一般家庭で飼われているペットを受け入れます。

ただし、屋外の専用スペースに設置したケージ内での飼育となります。


特定動物（環境省の特定動物リストに指定されるサルやヘビなど）は受け入れません。

管理は飼い主の責任で

飼育に必要なケージ、ペットフードや水の準備から、専用スペースの掃除まで全てを飼い主に行っていただきます。臭いが気になる人や、アレルギーを持つ人がいる事を理解し、清潔に保ちましょう。

迷子動物の保護

ペットとはぐれてしまった時や、迷子のペットを保護した時は避難所に届け出てください。県が保護し、市が窓口となって飼い主への返還に努めます。



避難所生活に備えて

避難所などで他人に迷惑を掛けないようにするため、普段から次のことに取り組みましょう。

- 一時的に預けられる場所の確保
ペットの健康管理の観点から、親類や知人などと事前に話をし、協力体制を築いておく
- 身分証明を付ける
・ペットが逃げ出した時のため、迷子札やマイクロチップを付ける
・犬には鑑札と狂犬病注射済証を付ける
- ペット用防災用品の備蓄
避難所での飼育に必要な道具、餌などを用意する
- 基本的なしつけ
・ほえたり暴れたりしないよう、ケージに慣れるトレーニングを行う
・他の動物や見知らぬ人、突然の刺激などに驚かないよう、人間を信頼し、いつも落ち着いた行動ができる十分なしつけを行う
・不妊・去勢手術を受ける
・各種予防接種を受ける

次ページに受付時の登録カードを載せますので、参考にしてください。

避難所ペット登録カード

入所 年 月 日
退所 年 月 日

No.

飼い主	フリガナ	<input type="text"/>		
	氏名	<input type="text"/>		
	住所	<input type="text"/>	電話	<input type="text"/>
ペット	名前	<input type="text"/>	性別	<input type="text"/>
	種類	<input type="text"/>		
	特徴	毛色 <input type="text"/>		
特記事項	<input type="text"/>			



平成29年9月3日 自治会の防災訓練 ペットスペースの様子



ペット受け入れ 避難所管理者の手引き
平成30年2月発行

発行 可見市役所 環境課

〒509-0292 岐阜県可見市広見一丁目1番地
電話番号 0574-62-1111